

青毛堀土地改良区だより

令和 8 年 8 月発行
第 41 号

発行所 加須市花崎1丁目31番地の4
青毛堀用悪水路土地改良区
編集 庶務 係
TEL・FAX (0480) 65-3116



江川堀（加須市水深地内）

おもな内容

理事長あいさつ.....	1
令和7年度通常総代会開催.....	2
令和8年度予算について.....	2
財務状況の公表.....	3
令和7年度事業の実施状況.....	3
農地耕作条件改善事業「上高柳地区」について.....	4
農用地区域からの除外制限について.....	5
よくある質問Q&A	7

理事長挨拶



青毛堀用悪水路土地改良区

理事長 平 澤 義 夫

本日、青毛堀用悪水路土地改良区令和7年度通常総代会を開催するにあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

皆様方には、何かとご多忙のところ総代会にご出席頂きご審議を賜りますことを誠に有難く厚く御礼申し上げます。

先ず、総代会に際し年度末何かとお忙しい中、加須市長角田守良様を初め、埼玉県加須農林振興センター辻村副所長様、埼玉県土地改良事業団体連合会常務理事稲場様、久喜市農業振興課課長藤本様のご臨席を賜り感謝申し上げます。

また、総代各位を始め組合員の皆様方には常日頃土地改良区に対し、深いご理解とご協力を賜り重ねて厚く御礼申し上げます。

さて、毎年のように大規模地震、豪雨による土砂災害、水不足など、自然災害が頻発しており農作物、農業施設等に対しても被害が生じております。

さらに、燃料を始め、資材価格の高騰により、当土地改良区で進めております、未整備箇所護岸整備に於いても、影響がでている状況でございます。

また、農業従事者の高齢化に加え、後継者難、土地持ち非農家、耕作放棄地など、土地改良区の果たすべき役割にも重大な局面を迎えておりますが、役職員一致団結し、組合員の皆様の附託にお応えできるよう努めてまいりたいと思っております。

次に、本日上程いたします議案につきましては、しばらく前にお手元にお届け済みでございますので、ご検討頂いているものと理解しております。

上程いたしました議案につきましては、理事会に於いて慎重に審議を

した結果、満場一致を持ちまして総代会に提出する運びになった次第でございます。

総代各位におかれましては、提出された議案につきまして厳正なるご審議と建設的なご意見、温かいご助言を賜わり当土地改良区のより良い運営に努めて参りたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に議案の概要について説明申し上げます。

議案説明については、要点説明で行いたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

承認事項といたしましては、一般会計の補正、令和6年度の決算に関する事項でございますが、監事さんによる厳正な監査を受け、承認が得られております。

議案第1号は、令和8年度区費賦課金及び賦課徴収期日の決定についてであります。

賦課金については、現在の農業を取り巻く諸情勢を考慮し据置きといたしました。

議案第2号は、令和8年度一時借入金です。

議案第3号は、令和8年度地区除外決済金であります。地区除外決済金につきましては賦課金同様据置きといたしました。

議案第4号は、令和8年度一般会計収支予算(案)でございますが、本年度予算90,450,000円、前年度当初予算より24,250,000円増であります。昨年戸崎地区からの要望でございます道地落堀及び上青毛南堀を合わせ約230メートル分の浚渫工事、又、上青毛南堀につきましては約20メートルの護

岸補強整備工事を単独事業で行う予定でございます。

さらに、適正化事業を活用し、上青毛北堀の護岸整備補修工事約70メートルを実施してまいります。一日でも早く完成を目指し、農業水利に支障を生じさせないよう万全を期する所存でございます。

最後になりますが、本日提出されました議案を慎重審議いただき可決決定下さいますようお願い申し上げます。

ご健勝をご祈念申し上げ理事長挨拶とさせていただきます。宜しくお願い致します。



令和7年度通常総代会開催

令和8年3月19日、当土地改良区事務所2階会議室において通常総代会が開催されました。(総代34名出席・書面議決書6名)

令和8年度一般会計予算案外3件が上程され、全議案とも出席者及び議決書提出者全員の賛成のもとに可決され、閉会いたしました。

提出議案

- 承認第1号 専決処分の承認について
- 承認第2号 令和6年度 決算の承認について
令和6年度事業報告書、一般会計収支決算書及び財産目録の承認について
- 議案第1号 令和8年度区費賦課金及び賦課徴収期日について
- 議案第2号 令和8年度一時借入金について
- 議案第3号 令和8年度地区除外決済金について
- 議案第4号 令和8年度一般会計収支予算(案)について



・加須市長 角田守良様による来賓挨拶

令和8年度当初予算について

○ 一般会計 90,450千円

一般会計予算

収 入			支 出		
科 目	予算額 千円	予算に占める割合 %	科 目	予算額 千円	予算に占める割合 %
1. 土地改良事業収入	37,000	40.91	1. 土地改良事業費支出	44,759	49.49
2. 付 帯 事 業 収 入	8,765	9.69	2. 一般管理費支出	39,657	43.84
3. 基本財産運用収入	1	0.00	3. 固定資産取得支出	2	0.00
4. 特定資産運用収入	4	0.01	4. 基本財産積立支出	1,500	1.66
5. 補 助 金 等 収 入	2	0.00	5. 特定資産積立支出	3,870	4.28
6. 交 付 金 収 入	12,268.8	13.56	6. 雑 支 出	250	0.28
7. 雑 収 入	311	0.34	7. 次 年 度 繰 越 金	1	0.00
8. 基本財産取崩収入	1	0.00	8. 予 備 費	411	0.45
9. 特定資産取崩収入	20,051	22.17			
10. 繰 越 金	12,046.2	13.32			
収入合計	90,450	100.00	支出合計	90,450	100.00

財務状況の公表

当土地改良区の収支予算の執行状況及び財産等、財務に関する状況を規約第47条の規定により公表します。

令和6年度決算について

一般会計

令和7年5月31日現在

収 入			支 出		
科 目	予算額 円	決算額 円	科 目	予算額 円	決算額 円
1. 土地改良事業収入	37,000,000	41,074,233	1. 土地改良事業費支出	34,993,000	31,556,190
2. 付 帯 事 業 収 入	8,765,000	11,455,490	2. 一般管理費支出	42,967,000	35,695,132
3. 基本財産運用収入	1,000	28,303	3. 固定資産取得支出	6,980,000	6,545,000
4. 特定資産運用収入	4,000	84,820	4. 基本財産積立支出	2,500,000	2,500,000
5. 補 助 金 等 収 入	2,000	0	5. 特定資産積立支出	5,870,000	5,870,000
6. 交 付 金 収 入	16,865,000	16,864,120	6. 雑 支 出	250,000	56,200
7. 雑 収 入	311,000	759,367	7. 次 年 度 繰 越 金	1,000	27,381,536
8. 基本財産取崩収入	1,000	0	8. 予 備 費	439,000	0
9. 特定資産取崩収入	1,471,000	1,422,135			
10. 繰 越 金	29,580,000	37,915,590			
収入合計	94,000,000	109,604,058	支出合計	94,000,000	109,604,058

令和8年度賦課金等について

1. 令和8年度の賦課金 ○賦課金（田、畑） 1,000㎡につき3,000円
地区内の土地 田、畑に賦課します。
○賦課基準 令和8年1月1日
○受益区域 2市 加須市、久喜市

地区除外決済金並びに手数料

令和8年度の地区除外決済金は次のとおりです。

地区除外決済金（1㎡当たり）

地 目	田	畑
金 額	100円	100円

証明書、意見書、承認等の交付手数料 1 件につき3,000円

令和7年度事業の実施状況

1. 維持管理事業 浚渫工事、陥没修繕工事（7箇所）、護岸補修工事、樹木伐採工事（伐採及び撤去2本）、藻及び雑草刈払工事等を施工いたしました。



加須市水深地内江川堀浚渫工事 着手前



江川堀浚渫工事 施工後

利水調整規程について

土地改良法の改正に伴い、利水調整規程の設定をいたしました。
配水計画、期間については、下記のとおりになります。

配 水 計 画 表

区 域	用 水 期 間
南 大 桑	4月～9月
鷺 宮	4月～9月
西 大 輪	4月～9月

農地耕作条件改善事業「上高柳地区」について

組合員の皆様には、日頃より本土地改良区の事業にご理解ご協力をいただき、ありがとうございます。

本土地改良区では、平成30年度～令和元年度上青毛南堀の護岸改修事業を実施しました。

この事業は、事業費の50％を国から、25％を市から支援を受け実施しました。

受益地となる上流部の農地まで土地利用の制限がかかりますので、裏面の「農用地地区からの除外制限について」をご覧ください。



農用区域からの除外制限について

平成30年度から令和元年度に青毛堀用悪水路土地改良区が事業主体として実施する「上青毛南堀」の改修工事後における、農用区域からの除外制限についてお知らせします。

■除外とは？

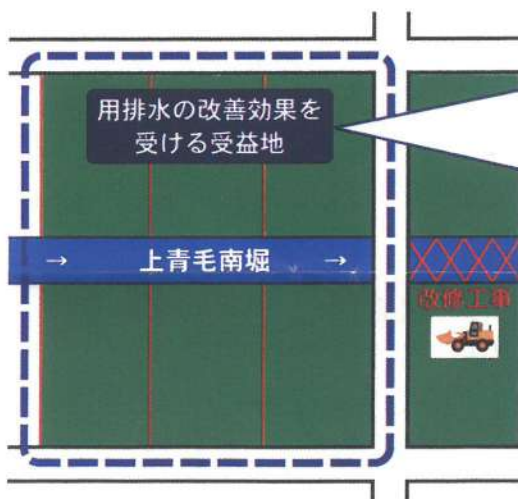
農用区域内の農地（青字）を農地以外の目的（分家住宅、農業用施設、店舗等の敷地、資材置場、駐車場など）に利用したい場合は、「**農用区域からの除外手続き**」が必要になります。

除外の5要件

農用区域からの除外を行う場合には、次の5要件を全て満たす必要があります。

- ① 除外の目的が必要かつ適当であり、農用区域外の土地で代替できないこと
- ② 農地の集団化等に支障がないこと
- ③ 効率的かつ安定的な農業経営者の農用地の利用集積に支障がないこと
- ④ 農用地等の保全や必要な施設に支障がないこと
- ⑤ 土地改良事業が完了した年度の翌年度から起算して**8年が経過**していること

■上青毛南堀の改修工事の場合



予定どおり令和元年度に工事が完了しましたので、受益地は令和2年度から令和9年度までは除外の制限を受けます。

※工事の上流域が含まれるなど、**対象が広範囲**になる場合があります。

■問合せ先

- 1 除外制度に関すること
加須市役所 経済部 農業振興課（0480-62-1111）
- 2 水路整備に関すること
加須市役所 都市整備部 治水課（0480-62-1111）

農地転用等地區除外に伴う決済金について

農地を農地以外に転用するときは、農地法第4条及び第5条の規定により、農林水産大臣、県知事及び農業委員会の許可を受けなければなりません。

その農地を転用するための手続きとして、市街化調整区域にあっては、農地法施行規則第4条第2項の規定により当該申請に土地改良区の意見書の添付を必要とします。

また、市街化区域については、平成9年10月16日付けで農地法施行規則の一部が改正され、土地改良区の受理証明書の添付が不要となりました。

しかし、土地改良区法第42条第2項（権利義務の決済）に基づく、農地転用地区除外決済金の納付義務は従来どおりと何ら変わりありません。受理証明書の添付が不要になることが、農地転用地区除外決済金も必要ないと誤解されやすいので、よろしくご理解をお願いします。

公共事業（道路、河川、公園、学校用地等）の用地として買収され転用される土地についても除外決済金が必要になりますので、用地買収等の折には事業主体でこれを負担していただくか、又は決済金を含めての価格交渉をされるようお願いいたします。

なお、所定の届出及び申請用紙等詳しいことは、事務所にお問い合わせ下さい。

◎こんな時は土地改良区の許可、承認等を受けて下さい。

- (1) 施設を使用する場合 当土地改良区の管理する水路等の施設を使用する時は土地改良区の許可が必要です。
- (2) 農地を埋立する場合 農地の埋立て（田・畑転換あるいは土地改良のため一時的に埋立て）等する場合も土地改良区に手続きをされるようお願いいたします。
- (3) 雑排水を放流する場合 当土地改良区の区域で住宅、工場、店舗、公共施設等を建設し排水（家庭排水・し尿浄化槽）を放流する場合、又はすでに放流していて承認を受けていない人は速やかに承認を受けて下さい。

※合併浄化槽の設置が許可の条件です。用紙は当土地改良区の事務所にあります。

土地改良区費の賦課について

土地改良区賦課金は毎年1月1日現在の土地につき、所有者に土地改良法に基づく当土地改良区の定款の定めるところにより当土地改良区のかんがい施設及び不要な水の排水路である河川の維持管理の費用に充てる目的として賦課されます。

休耕、転作等を実施している土地についても、通常どおり賦課されます。

組合員に対する通知または催告は次の様な法律の規定によって行われています。

（土地改良法第45条）

1. 土地改良区が組合員に対してする通知または催告は、組合員名簿に記載したその住所（その者が別に通知又は催告を受ける場所をその土地改良区に通知した場合にはその場所）にあてればよい。
2. 前項の通知又は催告は通常到達すべきであって時に到達したものとみなす。

子供を水の事故から守りましょう。※危険な場所で遊ばないように十分注意して下さい※

こんなときは届出が必要です!!

●農地の売買・贈与などをしたとき。

●生前贈与、または組合員死亡により名義変更したとき。

●組合員の住所を変更したとき。

このように組合員さまの変更があるときは「組合員資格得喪通知」を提出してください。

●農地を宅地等に転用したとき。

●農地を公共事業用地として転用したとき。（道路・公園・河川等）

このように農地がなくなるときは「農地転用等の通知書」を提出してください。

※各種届出用紙は土地改良区にごあります。

※資格の異動（名義変更）や農地転用の届出は土地改良法第43条の規定により組合員様から土地改良区へ通知することになっています。

※届出のない場合は、売買、転用などがあっても台帳の変更はされません。

賦課金は、そのまま賦課されてしまいますので、ご注意ください。

よくある質問 Q&A

組合員の皆様から寄せられた質問にお答えいたします。

Q. 賦課金とは何？

A. 土地改良施設の整備、維持管理、業務運営のために必要な費用に充てる目的として負担していただいているものです。

Q. 田んぼ及び畑を耕作していないのに支払わなければいけないの？

A. 賦課金は電気料金や水道料金とは違い使用料ではありません。河川の維持管理のために使っている費用なので休耕・転作されていても賦課金はお支払いいただきます。

Q. 耕作をやめる場合は何か手続きが必要ですか？

A. 受益地から外れる（組合から脱退する）手続きとして、地区除外申請及び地区除外決済金の支払いが必要となります。

Q. なぜ地区除外決済金を支払うのか？

A. 河川の改修・補修・維持管理には多くの費用が掛かりますので、地区除外決済金はその費用に充てられます。残された組合員様に過重負担とならないよう地区除外決済金をお支払いいただいております。

Q. 決済金はいくらかかりますか？

A. 田畑 1㎡あたり100円の地区除外決済金になります。今までに賦課金の未納がある場合につきましては、地区除外決済金と併せて清算していただく必要があります。

◆未収金の回収業務について◆

未収金の回収業務に関し、令和6年度より弁護士法人事務所と委託契約をさせていただいております。

未収金がある場合、弁護士法人事務所よりご連絡する場合がありますのでご了承ください。納付されていない未収金がございましたら、早急に納付していただきますようお願い申し上げます。

【委託先】 弁護士法人 エジソン法律事務所
東京都千代田区神田錦町 1-8-11 錦町ビルディング 4階

賦課金の納付は便利な口座振替で!!

加須市申し込み金融機関
令和8年度よりほぼ全ての金融機関の口座振替が可能になりました。
久喜市申し込み金融機関
令和7年度よりほぼ全ての金融機関の口座振替が可能になりました。

※申し込みは、当土地改良区へ直接手続きを行ってください。

尚、口座振替は翌年度からになります。詳しいことは事務所にお問い合わせ下さい。

※納付書の発行時期は下記の通りとなります。

加須市（8月3日） 久喜市（9月1日）

※加須市及び久喜市の口座振替につきましては各市からりそな決済サービス株式会社を通じての引き落としとなりましたので納額通知書発行月の28日引落とし（休日の場合は翌営業日）になりますことをご報告させていただきます。預金通帳への表示はRKS(アガボリ)と表記されます。

◎加須市及び久喜市分の現金による納付場所につきましても変更がございます。ご確認ください。